



付録6 海洋静置類詳細

目的

海洋静置類に対するリスクの管理のための具体的な決まりの定義。

対象者

- 海洋マネージャー
- 法人の環境マネージャー
- プロジェクトマネージャー
- 業種に関わらず海上建設に含まれる契約事業者と下請業者

海上オペレーションに対する要件

1. 付録1に明記されているがそれに限定されない、ロシア連邦および国際的要件。
2. 海洋静置類保護画 (MMPP)
 - MMPP (旧「西洋コククジラ保護画」) で指定された緩和、モニタリングおよび保護の手段を実施すること。
 - 海洋静置類の保護が問題となるとみなされるプロジェクト活動に関わる、全ての関連施策文書、手順、環境管理画、その他の計画に、MMPP で詳述されている要件を盛り込むこと。
3. 西洋コククジラ専門委員会 (WGWP)
 - サハリンエナジーは、ハインカー報告の結果を踏まえ、WGWPを立ち上げた。また、会社とレンダーがWGWPの必要性が無いと同意されるまで、WGWPを支援しなければならない。
 - 参照文書の同意項目に沿った活動を実施するため、サハリンエナジーは、WGWPに対し調査結果を提出するとともに、WGWPが適切な独立した会議の議長と連携して確実に運営されるよう、最大限努力しなければならない。
 - もし、WGWPが、サハリンエナジーのコントロール出来ない事情により、活動を停止した場合、サハリンエナジーは同等の専門家パネルを立ち上げるよう努力する。新しいパネルが立ち上がった場合、パネルメンバーが満足するよう運営する。サハリンエナジーはこのプロセスについてレンダーと相談しなければならない。
 - サハリンエナジーは潜在的な重要な問題を特定され、遅滞なく検査されるよう、WGWPに海上活動（今後の地震調査を含む）を定期的な報告しなければならない。
 - MMPPに変更する場合は、検査のためにその変更をすべてWGWPに提出すること。
 - サハリンエナジーはロシア連邦の法令に違反しない限り、WGWP提案を可能な限り実施するとともに、必要に応じて、株主、ロシアの団体、および産業パートナー連合に支援を要請する。
4. 航行ルート
 - 安全上やむを得ない場合、および特別に指示・許可された場合を除き、通航船舶は全て、航行ルート範囲内を航行するよう求められる。海上の建設・操業活動に関わる非通航船舶に対しては、特定のルートが公表されている。
 - これらの航行ルートは、MMPPに記載されている。
 - 航行ルートは明確に規定され、適切な図や地図に詳しく書かれ、船のオペレーターや船長に対し利用可能にしなければならない。
 - 船員は船出と動員される前に、対象となる業務に係る海上オペレーティング手順およびガイドライン (MOPAG) と緩和策について、説明を受けなければならない。
 - 安全上の理由、または特別に指示・許可された場合を除き、船員交代時は、カイゴン港から海上プラットフォームまで、両方の餌場領域を避けた航行ルートで移動するよう求められる。



- 船員交代時の船長と船員は、海洋哺乳類監視（MMO）訓練を必要とする。
 - 事前に承認されている場合、または緊急時を除き、船舶は鯨豚シーズン中に餌場に入るのを回避すること。
5. 船舶オペレーションの実務
- MOPAGには、関連する緩和策全てが含まれていないかもしれない。MOPAGには、西羊コククジラの全ての目撃地と航行ルートおよび遷移ルートが含まれている。
 - クジラと船舶の遭遇を最小化するため、船舶に対して速度制限とオペレーション実務が定められている。
 - 船舶オペレーターは、衝突リスクを増やさないよう、速度やコースの急変などの行動を避けるとともに、西羊コククジラの近くに1km以上接近しないよう、指示されている。
 - 操業期間中では、海洋哺乳類と貿易タンカーとの衝突のリスクのアセスメントが実施され、MMPPPにも含まれている。船舶オペレーション訓練の詳細情報はMMPPPにある。
6. モニタリングと規制
- 海洋哺乳類監視者（MMO）は、MMPPPに基づき、指定された船に乗員しなければならない。
 - MMOガイドラインは、国際的なガイドライン、例えば、国際鯨委員会（IWC）、英国の共同自然保全委員会（JNCC）、及び他の事例で適用されている国際的なベストプラクティスなどに基づく。
 - MMOは乗員した船で、観察された全ての海洋哺乳類について日々報告すること。いかなる海洋哺乳類と船の衝突、ニアミス、負傷個体の目撃も、サハリンエナジーのHSE代表者に直ちに報告すること。
 - 衛星無線測定による船舶の位置情報については各船舶の合意を得て、船舶はMOPAGの要求に従い、毎日の位置を報告しなければならない。
7. 地震探査
- サハリンエナジーは、西羊コククジラに影響を及ぼす可能性のある地震探査に対し、モニタリングと緩和策を実施しなければならない。
8. 油流出対応
- サハリンエナジー緊急事態対応策および対応基準、特定資産油流出対応計画およびMMPPPには、海洋哺乳類に影響する恐れのある油流出被害に関する問題が含まれていないかもしれない。
9. 安全上の理由または、クジラ調査飛行など特別に指示・許可された場合を除き、西羊コククジラの餌場いかなる航空機も飛行しないようにしなければならない。
- 飛行高度規制とオペレーション訓練についてはMMPPPに記載されている。規制は全ての航空機乗員に知らされ、関連する飛行計画で盛り込まれる。飛行経路と規制領域は、適切な図や地図で明確に示され、利用できるようにされなければならない。

建設活動に関連する要求

10. 既設の西羊コククジラの餌場では、液本または固定の廃棄物を処分してはならない。浚渫土砂を処分する必要があるピルトンとレンスコエ地区の浚渫に対しては、この規制が適用されない。
11. 海上建設活動に関わる全ての主要な船舶（計画活動中、海洋哺乳類監視に最適な装備を備えている船舶）には、少なくとも2名の訓練された海洋哺乳類監視者（MMO）が乗員し、西羊コククジラおよび他の海洋哺乳類を日中、常時監視を続けなければならない。
- 全ての海洋哺乳類の目撃情報を指定のデータシートに記録すること。船舶が海洋哺乳類監視者（MMO）がいなくても、特別な指示を受ければ船員が海洋哺乳類を監視すること。
 - 海洋哺乳類監視者（MMO）は、船上のサハリンエナジーのHSE担当者および船長に対するアドバイザーである。サハリンエナジーのHSE担当者は、MMOによって助言された緩和策を確実に実施する責任を負う。サハリンエナジーのHSE担当者は、全ての船上活動を一時中断する権限をもち、船長は安全確保の為にこの目的のみ、命令を却下できる。
12. 現実的に可能な場合（スケジュール、天候、安全次第で）、ピルトン餌場の近くでの海上の建設活動はピークシーズン以外で実施すること。



13. 騒音管理

- 建設業者は、騒音を最小化できる機器および/または手順を利用するよう求められる[EIA 第2 巻、第3 章、3.8.2 節]
- 騒音の基準が設定され、基準値を超えた場合は是正措置を行う。騒音基準に関する情報は、MMPPIにある。サハリンエネルギーのアプローチは、サハリンエネルギー騒音管理戦略、騒音モデリング戦略および騒音モニタリング戦略で定義された騒音受容基準の遵守である。これは、騒音を出す作業との相関を識別するため、活動の計画、基準に見合った過去のモニタリング結果・リアルタイム・モニタリング、および、事後分析が含まれる。ピルトン餌場内で受信した騒音レベルを記録およびリアルタイムでモニタリングすることが可能な、具体的な騒音モニタリングプログラムを開発し、実施すること。詳細はMMPPIに記載されている。高騒音レベルの海上オペレーションを開始する前に、船長は騒音とその重要生についての説明を受けなければならない。